

3. 林業・木材産業改善資金のご案内

林業や木材産業の経営改善等を図るための施設や機械の導入等を行う場合に活用できる**無利子**の資金です。

- ① 事業者の創意工夫で、幅広い事業での資金活用が可能です。
- ② 木材産業分野（木材製造業・木材卸売業等）も対象となります。
- ③ 県による直接貸付のほか、民間の金融機関を通じた貸付も行っています。
 （但し、取扱をしていない金融機関もございますので窓口でお尋ねください。令和5年4月時点では、(株)宮崎太陽銀行、宮崎県南部信用組合、宮崎第一信用金庫が取扱金融機関となっています。）

【貸付条件】

資金メニュー	詳しくは次頁をご覧ください。
対象者	林業従事者たる個人・木材産業事業者(団体)・林業を行う法人（法人格のない団体においても事業状況に応じて判断します） ※ ただし、① <u>県税に未納がなく、法人にあっては住民税の特別徴収を行っている又は開始することを誓約した者、</u> ② <u>経営に暴力団が関与していない者</u> であることが必要です。 ※ また、農商工連携法に定められた「支援措置」を林業者に対して行う認定中小企業者、六次産業化法による認定農林漁業者等についても貸付対象となります。
貸付限度額	個人で1,500万円、会社で3,000万円、会社以外の団体で5,000万円 （木材産業にかかる事業を実施する場合にあっては1億円）
金利	無利子
償還（据置）期間	特例措置を除き10（1～3）年以内。 ただし、機械・施設の導入にあっては法定耐用年数以内。
返済方法	森林組合や各木製材協同組合に納入（納付書を発行します）
連帯保証人・担保	貸付金額に応じて連帯保証人と担保が必要です。
取扱機関	P.8の申請受付窓口

【貸付を受けられる事業】

- 林業・木材産業改善資金は次の取組（林業改善措置）を行う場合に借りることができます。
- ※ 以下の例に限らず、目的や事業内容に応じて判断しますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

1. 資金メニュー

① 新たな林業部門の経営の開始に必要な資金

従来行っていなかった林業部門の事業へ進出する場合であり、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。

《例》

- ・ 従来行っていなかった施業（単層・複層林施業）方法を開始する場合
- ・ 森林認証取得に係る費用・研修を受けるのに必要な資金
- ・ 特用林産物生産の開始に必要な資金
- ・ GISやGPS等の改善措置を実施するために必要な通信、情報システム導入に必要な資金

② 新たな木材産業部門の経営の開始に必要な資金

従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出する場合であり、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。

《例》

- ・ 林業技術や経営方法を習得するための研修に必要な資金
- ・ 機械・施設の改良、造成又は取得に必要な資金（乾燥機導入資金等）

③ 林産物の新たな生産方式の導入に必要な資金

先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入する場合

《例》

- ・ 施業対象地の団地化、施業対象者の集団化、葉枯らし乾燥方式等の新たな事業実施方式の導入に必要な資金、及びそれに伴う作業路の開設に必要な資金
- ・ 生産量の拡大又は生産コストの低減を図るための機械・施設の改良、造成、又は取得に必要な資金（品質検査用機械・木質バイオマス利用施設等含）
- ・ 木材養生倉庫等の施設の導入に必要な資金
- ・ 木質バイオマス施設導入に必要な資金
- ・ 伐採跡地に再造林を行う際の苗木運搬の効率化、省力化を図るための苗木運搬用ドローンの導入

④ 林産物の新たな販売方式の導入に必要な資金

従来の技術・ノウハウでは対応できない新しい販売方式を導入する場合

《例》

- ・ ITを活用して行う素材の直送による販売方式の導入に必要な資金
- ・ 製品の付加価値向上のために必要な資金
- ・ 環境に配慮した木材として付加価値を高める森林認証の取得に必要な資金

⑤ 林業労働に係る安全衛生施設の導入に必要な資金

林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械や施設を導入する場合

《例》

- ・ 防振装置付チェーンソー、防振携帯用刈払機、電動式刈払機、自動枝打ち機、人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設等の導入に必要な資金

⑥ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入に必要な資金

林業労働に従事する者を確保するため、保健施設等を導入する場合

《例》

- ・ 休憩室、更衣室、シャワー、トイレ等を備えた施設導入のために必要な資金

2. その他

- 償還期間や貸付限度額は、資金メニューによって異なります。
機械の導入のための貸付にあっては、その機械の耐用年数を上限としています。
- 通常の事業のための運転資金や負債整理の資金などは対象になりません。
- 国庫補助や公庫資金が入った事業には利用できません。

【林業・木材産業改善資金に関する相談・申請受付窓口一覧】

県 の 機 関	所 在 地	電 話 番 号
宮崎県 山村・木材振興課	宮 崎 市	0 9 8 5 - 2 6 - 7 1 6 6
中 部 農 林 振 興 局	宮 崎 市	0 9 8 5 - 2 6 - 7 2 8 3
南 那 珂 農 林 振 興 局	日 南 市	0 9 8 7 - 2 3 - 4 3 1 7
北 諸 県 農 林 振 興 局	都 城 市	0 9 8 6 - 2 3 - 4 5 2 3
西 諸 県 農 林 振 興 局	小 林 市	0 9 8 4 - 2 3 - 4 7 2 5
児 湯 農 林 振 興 局	高 鍋 町	0 9 8 3 - 2 2 - 1 3 5 0
東 臼 杵 農 林 振 興 局	延 岡 市	0 9 8 2 - 3 2 - 6 1 5 7
西 臼 杵 支 庁	高 千 穂 町	0 9 8 2 - 7 2 - 3 1 7 8
森 林 組 合		
宮崎県森林組合連合会	宮 崎 市	0 9 8 5 - 2 5 - 5 1 3 3
宮崎中央森林組合	宮 崎 市	0 9 8 5 - 8 2 - 0 1 3 3
南 那 珂 森 林 組 合	串 間 市	0 9 8 7 - 7 2 - 0 2 5 9
都 城 森 林 組 合	都 城 市	0 9 8 6 - 2 3 - 8 7 8 7
西 諸 地 区 森 林 組 合	小 林 市	0 9 8 4 - 2 2 - 7 8 7 6
児湯広域森林組合	西 都 市	0 9 8 3 - 4 3 - 3 1 0 0
延岡地区森林組合	延 岡 市	0 9 8 2 - 3 3 - 1 2 5 7
耳川広域森林組合	日 向 市	0 9 8 2 - 6 8 - 3 5 1 5
西 臼 杵 森 林 組 合	高 千 穂 町	0 9 8 2 - 7 2 - 3 6 3 7
各 木 製 材 協 同 組 合		
宮崎県木材協同組合連合会	宮 崎 市	0 9 8 5 - 2 4 - 3 4 0 0
日南製材事業協同組合	日 南 市	0 9 8 7 - 5 5 - 2 2 5 1
都城地区製材業協同組合	都 城 市	0 9 8 6 - 3 6 - 3 0 1 0
西都地区製材協同組合	西 都 市	0 9 8 3 - 4 3 - 0 2 9 0
西都造林素材生産事業協同組合	西 都 市	0 9 8 3 - 4 2 - 2 5 2 6
取 扱 金 融 機 関		
宮 崎 太 陽 銀 行	各 店 舗	
宮崎県南部信用組合	各 店 舗	
宮崎第一信用金庫	各 店 舗	

☆ お気軽にご相談下さい

○ 貸付申請から事業完了までの手続

① 資金を利用する事業について、改善資金のメニューに該当するか、検討してください。
改善資金を利用することによって、申請者の経営に改善が見られることが重要です。

【Q&A】 こんなとき、改善資金の活用対象になりますか？

(1) 中古機械の導入は対象になる？

⇒ 対象になります。ただし、償還期間中の稼働が見込まれるものであることが必要です。

(2) グラップルなどのアタッチメントだけの導入も対象になる？

⇒ 対象になります。ただし、償還期間中にベースマシンが稼働すること、稼働しなくなった場合は新しくベースマシンを確保することが条件です。

(3) これまでの機械の更新をしたいけれど、更新も対象になる？

⇒ 対象になります。ただし、それまでよりも生産能力が上がるなど、機械の更新をすることによって経営の改善が見られることが必要です。例えば、軽トラックやフォークリフトの単なる買い替えなどであれば、対象になりません。

※その他、要件がある場合がございます。西臼杵支庁・各農林振興局及び山村・木材振興課までお気軽にお問い合わせください。



② 導入するものが決まったら、事業計画を十分検討の上、申請してください。

【貸付申請に必要な書類】

- (1) 林業・木材産業改善資金貸付資格認定書・貸付申請書
- (2) 見積書・カタログ・パンフレット・設計書等の写し
- (3) 経営概況表
- (4) 連帯保証人の誓約書
- (5) 県税に未納のないことの証明書など

※ 借受者と生計を一にする者、また、借受者と改善資金の相互保証がある者を、保証人とすることはできません。

※ 連帯保証人については、貸付決定後公正証書（保証意思宣明公正証書）の提出が必要です。

※ 借受金額によって必要となる書類、担保、保証人の人数が異なります。

具体的には、以下の通りです。

借受希望額	保証人	担保	公正証書
1万円～ 200万円	1名	—	—
	0名	要	—
201万円～ 300万円	2名	—	—
	1名	—	要
	0名	要	—
301万円～1000万円	3名	—	—
	2名	—	要
	0名	要	—
1001万円～	3名	要	要

※ 申請書類の様式は、各事務再委託機関、西臼杵支庁・各農林振興局にあります。



③ 各地域運営協議会ならびに本課にて審査を行い、貸付決定します。

【審査のポイント】

- ・ 導入する機械の規模は事業計画に照らしあわせて適正か？
- ・ 事業計画は適正か？無理な計画となっていないか？
- ・ 保証人の人数や、資力は適正か？申請者に返済能力はあるのか？

※ 審査の参考のため、財務状況や経営状況についてお尋ねすることがあります。



④ 貸付決定通知書が届いたら、借用証書を提出してください。

※ 借用証書に記載する住所は、貸付決定通知書ならびに印鑑証明の住所と一致することが必要です。

※ 借用証書に押印した印影が、印鑑証明と一致するか必ず確認してください。

⇒ 借用証書が適正に作成されていれば、資金を交付します。

【事前着工について】

機械の納期や作業シーズンに間に合わないなどの理由で機械を早めに導入したい場合は、貸付決定後であれば、事前着工の手続もごさいます。

その際は、事前着工を御検討された段階で御相談ください。

【事業変更について】

導入したい機械や工期が変わり、事業計画に変更が生じた場合には、判明した段階で事業変更申請を提出してください。



⑤ 事業の着工・完成と実施報告

原則として資金交付の日から3ヶ月以内に事業を完了してください。

また、事業完了後は実施報告書の提出が必要となります。

資金メニューの内容について

区分	林業・木材産業改善措置の内容
<p>新たな林業部門の 経営の開始</p>	<p>従来行っていなかった林業部門の事業へ進出する場合であり、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。</p>
	<p>・従来行っていなかった森林施業の開始</p>
	<p>・従来行っていなかった素材生産事業(造林事業)の開始</p>
<p>新たな木材産業部門の 経営の開始</p>	<p>・従来行っていなかった特用林産物生産の開始</p>
	<p>従来行っていなかった木材産業分野の事業へ進出する場合であり、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。</p> <p>従来行っていなかった木材製品の木材生産の開始</p> <p>従来行っていなかった木材卸売業又は木材市場業の経営の開始</p>

具体的な考え方

部門は、基本的に育林・素材生産・製薪炭・特用林産物生産(きのこ生産を含む。)・育林サービス・素材生産サービス・山林種苗サービス等に区分するが、具体的な考え方は以下のとおりである。

育林部門であっても、従来行っていなかった森林施業を開始する場合は、新たな林業部門の経営の開始とする。

施業方法区分は以下の区分を基本とするが、同一の施業方法であっても伐期の長期化、一伐採面積の大幅な縮小、集約化施業による高品質材の生産など技術・経営ノウハウが大きく異なるものを開始する場合は、従来行っていなかった施業方法の開始とする。(施業方法区分: 育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業)また、新たに森林認証を受けて施業を実施する場合も、従来行っていなかった施業方法の開始に含まれる。

従来行っていなかった素材生産部門、育林サービス部門、又は素材生産サービス部門の事業を開始する場合。

また、素材生産部門、育林サービス部門又は素材生産サービス部門であっても、従来行っていなかった長期の受・委託等の契約により造林事業または素材生産事業を行う場合は、新たな林業部門の経営の開始に含まれる。

新たに特用林産物の生産を開始する場合及び従来行っていなかった品種の生産を開始する場合で、従来の技術・経営ノウハウでは対応できないものとする。

また、原木栽培から施設栽培など、技術・経営ノウハウが大きく異なるものへ切り替える場合も新たな特用林産物生産の開始に含まれる。

部門は、基本的に一般製材・単板製造・床板製造・木材チップ製造・造作材製造・合板製造・集成材製造・建築用木製組立材料製造・パーティクルボード製造・銘板、銘木製造・木材卸売・木材市場等に区分されるが、具体的な考え方は以下のとおりである。

新たに木材製品(集成材用ラミナ、単板、床板、集成材、プレカット材、耐火性の優れた製品等)の生産を開始する場合とするが、同一の木材産業部門であっても生産体系、資本装備等が大きく異なるものは、別の区分とすることができる。

新たに木材卸売業又は木材市場業の経営を開始する場合とするが、同一の木材卸売業又は木材市場業であっても、経営ノウハウ、資本装備等が大きく異なるものを開始する場合は、新たな木材卸売業又は木材市場業の経営の開始に含まれる。

(注)ここで掲げている取組は一例であり、標記以外であっても申請された取組ごとに検討し、計画の認定を行います。

資金メニューの内容について(つづき)

区分	林業・木材産業改善措置の内容
林産物の 新たな生産方式の導入	先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入する場合
	生産性、品質の向上等に資する機械・施設の新規導入
	生産性・品質の向上等に資する事業実施方式の新規導入
林産物の 新たな販売方式の導入	従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入する場合
	<p>林産物の物流コストの削減、林産物の安定的な販路の確保、林産物の付加価値向上を図るための新たな販売方式の導入</p> <p>販売量の拡大や販売コストの低減に資する林産物の流通用機械・施設の新規導入</p>
林業労働に係る 安全衛生施設の導入	林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設の導入
林業労働に従事する者の 福利厚生施設の導入	林業労働に従事する者を確保するための保健施設等の導入

具体的な考え方

生産工程の改善及び生産性・品質の向上等を図るため、高性能の機械・施設を新たに導入する場合。含水率計等の検査用機械、焼却炉、木質バイオマス発電施設や製品を養生するための施設の導入も含まれる。

生産性・品質の向上等を図るため、施業対象地の団地化、施業対象者の集団化、葉枯らし方式による素材生産等の新たな生産方式を導入する場合。

林産物の物流コストを削減するためのITを活用して行う素材の直送による販売を実施する方式、素材の安定的な販路を確保するために木材製造業者と長期の安定供給の取り決めをして相当量の立木をまとめて購入して行う素材の生産・販売をする方式、森林認証を受けた森林から生産される木材の付加価値を高めて販売するため、加工過程の認証を受けて製材品を販売する方式等、従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新たな販売方式を導入する場合。

流通工程の改善及び販売量の拡大、販売コストの削減を図るため、高能率の流通用機械・施設を導入する場合。なお、機械等の更新の場合は、更新前と比較して販売量の拡大及び販売コストの削減が図られる場合に限る。

防振装置付きチェンソー、防振携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設等を導入する場合。

休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を設置した施設(シャワー又はトイレを備えた車両を含む。)等を導入する場合。

(注)ここで掲げている取組は一例であり、標記以外であっても申請された取組ごとに検討し、計画の認定を行います。

改正民法施行に係る林業・木材産業改善資金の対応について

1 改正民法の施行について（令和2年4月1日改正）

（1） 第三者保証の制限

事業用融資の第三者個人保証については、公証人があらかじめ保証人本人から直接その保証意思を確認（公正証書の作成）しなければ効力を生じない。

ただし、以下のものは公証人による確認は不要。

- ① 主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等
- ② 主債務者が法人である場合の総株主の過半数を有する者等
- ③ 主債務者が個人である場合の共同事業者または主債務者が限に従事している主債務者の配偶者

（2） 保証契約締結時の情報提供義務

個人に対して事業上の債務の保証を委託する場合、主債務者が財産及び収支の状況など主債務者の財産状況等を保証人へ情報提供することが義務化されている。

（3） 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

- ・ 主債務者が期限の利益を喪失したとき（例：支払いが遅延した場合）は、債権者は保証人に対し、その喪失を知ったときから2ヶ月以内にその旨を通知しなければならない。
- ・ 債権者は、主債務者の履行状況（主債務の元本、利息、違約金等）について、保証人から請求があった場合、情報を提供しなければならない。

2 改正民法施行に係る林業・木材産業改善資金の対応

今後、特に高性能林業機械導入を主とした林業・木材産業改善資金の貸付申請の増加が予想される中、第三者保証に係る制限や、保証人に対し、延滞が発生した際の情報提供が義務化されるなど、改正民法施行に伴い、保証人の確保が困難となることが見込まれるため、転貸の利用を推進する。